

自転車等駐車場の台数算定表

1 施設の用途別床面積

	小売店舗 及び飲食店	事務所 及び銀行等	遊技場等 (ぱちんこ屋を 除く。)	ぱちんこ屋	備 考
対象床面積	① m <sup>2</sup>	② m <sup>2</sup>	③ m <sup>2</sup>	④ m <sup>2</sup>	規則第2条に規定する部分 の合計面積
対象外床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	上記以外の面積
合 計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

2 設置義務台数算定

用途別の 設置台数	(1) 小売店舗及び飲食店 (駐車場整備地区内)	① m <sup>2</sup>	÷ 210m <sup>2</sup> /台 =	(a) 台		
	小売店舗及び飲食店 (上記以外の指定区域)	① m <sup>2</sup>	÷ 160m <sup>2</sup> /台 =	(b) 台		
	事務所及び銀行等 (駐車場整備地区内)	② m <sup>2</sup>	÷ 250m <sup>2</sup> /台 =	(c) 台		
	事務所及び銀行等 (上記以外の指定区域)	② m <sup>2</sup>	÷ 190m <sup>2</sup> /台 =	(d) 台		
	遊技場等(ぱちんこ屋を除く。) (全指定区域)	③ m <sup>2</sup>	÷ 170m <sup>2</sup> /台 =	(e) 台		
	ぱちんこ屋 (全指定区域)	④ m <sup>2</sup>	÷ 60m <sup>2</sup> /台 =	(f) 台		
(上記の計算は小数点以下第3位を四捨五入)						
設置台数	(a)又は(b) 台 + (c)又は(d) 台 + (e) 台 + (f) 台 = (g) 台					
	----- 1台未満の端数切上げ -----				(G) 台 ≥ 20台	
特設 例承認 後の	(3) 条例第10条(台数緩和)の適用を受けた場合					
	(G) 台 × (100 - ) % = (h) 台					
----- 1台未満の端数切上げ ※20台未満となる場合は20台 -----				(H) 台 ≥ 20台		
設置 義務 台数	自転車	(G)又は(H) 台	× 9/10 =	(i) 台	1台未満の 端数切上げ	(I) 台
	原動機付 自転車	(G)又は(H) 台	-	(I) 台	=	(J) 台

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。